

## 令和7年第5回中津川市議会（定例会）提出予定議案

令和7年第5回中津川市議会（定例会）に、報告2件、条例9件、その他5件、補正予算7件、合計23件の議案を提出します。

### （報 告）

#### 1、専決処分の承認を求めることについて

9月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和7年度中津川市下水道事業会計補正予算（専第8号）

#### 2、市長の専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したことについて報告する。

- ・損害賠償の額の決定について（専第9号）

### （条 例）

#### 1、中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における選挙運動用のビラ及びポスターの作成にかかる公費負担の限度額が引き上げられたことから、市においても、国に準拠して限度額を引き上げるため、改正する。
- ・改正の内容  
①選挙運動用のビラ及びポスターの作成に関する公費負担の限度額を、国と同額に引き上げる。

②選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額

区分	改正後	改正前
1枚当たりの単価	8円38銭	7円73銭

③選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額

区分	改正後	改正前
1枚当たりの単価	586円88銭	541円31銭
企画費	316,250円	316,250円
ポスター1枚当たりの公費負担限度額の計算方法		
(586円88銭×ポスター掲示場数+316,250円) ÷ ポスター掲示場数		

・施行期日

公布の日（施行日以後に、選挙期日を告示される選挙について適用）

## 2、中津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

条例等に基づく手続について電子情報処理組織等により行うことができるようとするため、制定する。

・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第16条第1項の規定により、市は情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、必要な施策を講ずる努力義務が課されている。現在、条例等の規定により書面等で行うこととされている手続きについて、当該規定によらずオンラインにより手続きを行うことができるようになり、手続きオンライン化の環境を整備するため、制定する。

・主な制定の内容

- ①電子情報処理組織による申請等に関する事項
- ②電子情報処理組織による処分通知等に関する事項
- ③電磁的記録による縦覧等に関する事項
- ④添付書面等の省略に関する事項 等

・施行期日 令和8年4月1日

### 3、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づき、職員等の給与を改定するため、改正する。

- ・令和7年人事院勧告において、民間事業所の給与較差 15,014 円 (3.62%) を解消するため、給料月額及び期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げる勧告がなされたため、人事院勧告に基づき改正を行う。
- ・技能労務職員の定年前再任用短時間勤務職員に支給される住居手当について、条例の改正を行う。

#### ・改正の内容

##### ①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

給料表を改定し、初任給及び給料月額を引き上げる。

(初任給は大卒 12,000 円、高卒 12,300 円引き上げ。若年層に重点を置き、改定率を遞減させる形で引き上げ。)

職員の期末手当・勤勉手当の支給月数を期末手当及び勤勉手当に 0.025 月ずつ、合計で 0.05 月分引き上げ、年間 4.65 月分とする。

定年前再任用短時間勤務職員は期末手当及び勤勉手当に 0.025 月ずつ、合計で 0.05 月分引き上げ、年間 2.45 月分とする。

その他所要の改正

##### ②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員の期末手当を年間 0.05 月分引き上げ、年間 3.5 月分とする。(※該当者無し。)

##### ③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

特別職の期末手当を年間 0.05 月分引き上げ、年間 4.4 月分とする。

##### ④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

議員の期末手当を年間 0.05 月分引き上げ、年間 4.5 月分とする。

##### ⑤中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

第2条第2号、住居手当に関する条文を削除する。(※該当者無し。)

#### ・施行期日

公布の日（令和7年4月1日から適用）

給料表の改定及び期末勤勉手当の改定（12月分の引き上げ）

令和8年1月1日

技能労務職員の定年前再任用短時間勤務職員における住居手当に関する条文の削除

令和8年4月1日

期末勤勉手当の改定（6月分、12月分の平準化）

#### **4、中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について**

中津川市学校施設等適正配置計画による学校等施設の適正化のため、落合小学校と神坂小学校及び落合中学校と神坂中学校を統合し、並びに神坂学校給食共同調理場を廃止するため、また坂本小学校給食調理場及び坂本中学校給食調理場を統合し、坂本学校給食共同調理場を設置するため、改正する。

- ・中津川市学校規模等適正化基本計画に基づき、中津川市学校施設等適正配置計画による過少規模の小中学校の解消を進めてきたところ、落合小学校と神坂小学校、落合中学校と神坂中学校が令和8年4月に統合することが決まった。
  - ・この学校の統合を受け、落合学校給食共同調理場がこれまでどおり落合小学校及び落合中学校の給食を担うことから、神坂学校給食共同調理場を廃止する。
  - ・また、新たに建設していた坂本学校給食共同調理場が完成し、令和8年1月から利用を開始することから、設置条例に規定する。なお、現在稼働している坂本小学校給食調理場及び坂本中学校給食調理場は廃止する。
- ・改正の内容
- ①中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例について、「神坂小学校」及び「神坂中学校」の表記を削除する。
- ②中津川市学校給食共同調理場設置条例について、神坂学校給食共同調理場の項を削除し、坂本学校給食共同調理場の項を新たに規定する。
- ・施行期日 令和8年4月1日  
坂本学校給食共同調理場の設置にかかる改正 令和8年1月1日

## **5、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

- ・令和6年地方分権改革に関する提案事項への対応等として、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正された。
- ・児童福祉法等の改正により保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が改正された。

### ・改正の内容

#### ①中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしてする。

その他所要の改正。

#### ②中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

児童福祉法等の改正に伴う規定の整備。

### ・施行期日 公布の日

## 6、中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し基準を定めるため、制定する。

- ・全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設された。
- ・市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）に従い、又は設備運営基準を参照して条例により基準を定めなければならないこととされた。
- ・主な制定内容  
乳児等通園支援事業における人権配慮等の一般原則。  
非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項。  
衛生管理等及び食事に関する事項。  
乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準。
- ・施行期日 公布の日（第22条の2の規定のみ令和8年4月1日）

## 7、中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法の一部改正に伴い、改正する。

- ・児童福祉法の改正により、保育所等の職員等（放課後児童健全育成事業等を行う職員含む。）による児童への虐待の通報に関する規定が整備されたことに伴い項目が生じたため、改正する。
- ・改正の内容  
第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。
- ・施行期日 公布の日

## **8、中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について**

し尿収集運搬手数料の額を改めるため、改正する。

- ・近年の物価及び人件費高騰の常態化並びに人口減少に伴う収集運搬業務の非効率化が進んでいる。
  - ・収集運搬事業者が適正に業務を遂行するに足りる適正な料金を設定し、し尿収集運搬業務の持続性を確保するため改正する。
- ・改正の内容  
し尿収集運搬手数料の現行料金 214 円を 260 円に改正する。
- ・施行期日 令和8年4月1日（令和8年4月1日収集運搬分より適用）

## **9、中津川市火災予防条例の一部改正について**

火災予防条例（例）の一部改正に伴い、改正する。

- ・消防庁は、林野火災に対する消防防災対策のあり方に関する検討会で、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部を改正することとしたため、本市でも林野火災予防のため当該改正に準じて改正する。
- ・改正の内容
- ①市長は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況であるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
- ②注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市内にある者は、条例の火の使用制限に関する事項に従うよう努めなければならない。当該努力義務の対象となる区域を市長が指定することができる。
- ③市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用制限の対象となる区域を指定することができる。
- その他所要の改正。
- ・施行期日 令和8年1月1日

## (その他)

### 1、中津川市総合計画基本構想及び基本計画について 【初日議決】

- ・中津川市議会基本条例第16条第1号の規定により、議会の議決を求めるもの。

- ・計画の構成

#### 第1編 基本構想

- 第1章 総合計画策定について
- 第2章 社会情勢と中津川市の現状
- 第3章 中津川市の特徴・課題
- 第4章 課題の整理
- 第5章 目指すべき将来都市像
- 第6章 政策
- 第7章 土地利用構想

#### 第2編 基本計画-前期

- 第1章 基本計画の概要
- 第2章 重点施策
- 第3章 基本施策
- 第4章 計画推進のために

- ・計画期間

中津川市総合計画基本構想：令和9年度から令和18年度まで

中津川市総合計画基本計画（前期）：令和9年度から令和13年度まで

### 2、第四次中津川市環境基本計画について

- ・中津川市環境基本条例の規定に基づき、計画を策定する。

- ・計画の構成

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 中津川市の現状と課題
- 第3章 基本施策・・・計画の施策体系 5つの柱
- 第4章 重点戦略
- 第5章 指標・・・4つの重点指標と5つの柱に対する13の分野別指標
- 第6章 推進体制・進行管理
- 第7章 私たちにできること（私たち一人ひとりの環境配慮）

- ・計画期間 令和8年度から令和17年度まで

### 3、財産の取得について

付知公民館、アートピア付知交芸プラザ、付知福祉センター、付知在宅介護支援センター、付知デイサービスセンター事業用地

- ・財産の種別 土地

- ・所在地、地目及び面積

所在 地	地目	面積(平方メートル)
中津川市付知町字竜野4956番43	宅地	3,170.97
中津川市付知町字竜野4956番52	宅地	5,394.27
中津川市付知町字立ノ神5881番3	原野	2,501.77
中津川市付知町字立ノ神5881番12	原野	228.58
中津川市付知町字立ノ神5881番32	宅地	4,786.49
中津川市付知町字立ノ神5881番33	雑種地	1,037.00
合 計 面 積		17,119.08

- ・取得金額 159,207,434円

- ・契約の相手方 個人(14名)

#### 4、財産の取得について

##### 中津川西部テクノパーク整備事業用地

- 財産の種別 土地

- 所在地、現況地目及び面積

所在 地	現況地目	面積 (平方メートル)
中津川市茄子川字二ツ岩422番	山林	3, 030. 76
中津川市茄子川字二ツ岩424番1	保安林	1, 291. 28
中津川市茄子川字二ツ岩424番2	山林	8, 277. 72
中津川市茄子川字二ツ岩424番3	山林	6, 311. 10
中津川市茄子川字二ツ岩424番4	山林	8, 507. 92
中津川市茄子川字二ツ岩424番5	山林	4, 069. 30
中津川市茄子川字二ツ岩424番6	山林	7, 702. 92
中津川市茄子川字二ツ岩424番7	山林	477. 56
中津川市茄子川字西通448番1	保安林	6, 329. 54
中津川市茄子川字西通448番4	山林	668. 04
	ため池	616. 32
中津川市茄子川字西通448番11	山林	435. 25
中津川市茄子川字西通448番12のうち	山林	1, 416. 90
中津川市茄子川字西通448番33	原野	6, 790. 36
中津川市茄子川字西通448番36	ため池	2, 173. 89
中津川市茄子川字西通448番44	山林	520. 97
中津川市茄子川字西通448番52のうち	山林	71. 30
中津川市茄子川字西通448番58	保安林	251. 49
中津川市茄子川字西通465番8	山林	371. 19
中津川市茄子川字西通465番34	山林	334. 33
中津川市茄子川字西通465番35	山林	331. 55
合 計 面 積		59, 979. 69

- 取得金額 76, 900, 795円

- 契約の相手方 個人（1名）、法人（1法人）

## 5、市道路線の認定について

蛭川132号線

- ・主要地方道恵那蛭川東白川線の道路改良に伴い、岐阜県から移管を受ける旧道部分を市道として認定し、一貫した道路管理をするもの。
- ・起点及び終点は、主要地方道恵那蛭川東白川線に接続する。

(補正予算)

### 1、令和7年度中津川市一般会計補正予算

- 2、" 国民健康保険事業会計補正予算
- 3、" 介護保険事業会計補正予算
- 4、" 後期高齢者医療事業会計補正予算
- 5、" 水道事業会計補正予算
- 6、" 下水道事業会計補正予算
- 7、" 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田  
電話：0573-66-1111（内線442）

